

# トラスト運動・基金のあり方に関する検討報告書

～貴重なふるさとの自然環境をみんなで未来に引き継ぐために～

令和7年10月

トラスト運動・基金のあり方検討委員会

## はじめに

トラスト運動とは、開発のリスクなどにさらされている身近で貴重な自然環境や歴史的景観を、地域の共有財産として住民が財源確保や維持管理に関与しながら後世に引き継いでいこうという取組である。

埼玉県（以下、本県という。）には、現在、県が市町村と協力して主体的な支援を行っている緑のトラスト運動のほか、民間主体で運営しているいくつかのトラスト運動があり、里地里山の貴重な自然に人々が触れ合える場として保全し、全国的にも注目されている。

しかしながら、ナラ枯れ対策などにより維持管理の手間や費用が増大するなか、ボランティアの高齢化や財源不足などの問題も発生し、その維持・発展には多くの課題がある。

こうしたなか、学識経験者や企業、NPO、市町村の各関係者という多様な立場の委員からなる当委員会は、県からの依頼を受け、緑のトラスト運動を中心に、今後、トラスト運動をどのように進めていったらよいのかをテーマに検討することとなった。

また、これらの課題に加え、「緑のトラスト運動」を管理面で支える「公益財団法人さいたま緑のトラスト協会」について、有識者で組織された埼玉県指定出資法人あり方検討委員会から、令和7年3月に、現在の組織体制では担い手不足の課題等、現状への対応が危ぶまれるため、保全管理業務等の事業主体のあり方や、組織のあり方について検討するよう提言がなされた。

これを受け、当委員会は当初予定していた検討期間を延長し、事業主体のあり方等についても改めて検討することとした。

自然環境に関する世界の流れに目を転じると、生物多様性の喪失や生態系の劣化の進行が地球規模の問題として指摘され、このままでは自然資源に依存している経済活動自体が持続していかないという危機感が広がりつつある。

こうした事態を受け、令和4年12月、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和12（2030）年までに自然を回復軌道に載せるため、生物多様性の損失を止め反転させるというネイチャーポジティブ（自然再興）が目標として掲げられた。

そして、そのための主要な手段として、令和12（2030）年までに陸域・海域の30%を保護地域として保全する「30by30」という取組が位置づけられ、我が国では公有地や民有地を「自然共生サイト」として登録し、保全していく事業がスタ

ートした。

本県でも、令和 6 年 3 月に埼玉県生物多様性保全戦略（2024 年度～2031 年度）が策定され、ネイチャーポジティブを目指して対策を強化していくこととなった。そして令和 6 年には見沼田んぼにあるトラスト保全第 1 号地が「自然共生サイト」として登録されるに至っている。

生物多様性の喪失の主な原因としては、①開発などによる生息地の減少や乱獲、②維持管理などの人的関与の減少、③外来種の増殖、④気候変動などが指摘されている。こうした原因に対応するための対策を考えたとき、トラスト運動は、①～④の全てに大きな効果を有する優れた取組であることに改めて注目する必要がある。

そこで、直面している諸課題を解決しつつ、令和 12（2030）年のネイチャーポジティブの実現という目標に向けて、トラスト運動及びそれを支えるトラスト基金の今後のあり方、また、事業主体や組織のあり方をどうしていくべきか、現在を生きる私たちの将来世代への責務を強く認識しながら、喫緊の課題解決に向けて検討し、提言として取りまとめるものである。

トラスト運動・基金のあり方検討委員会

委員長 安藤聰彦

# 目 次

## はじめに

### I 検討の背景

1 社会状況の変化と自然環境	1
2 「さいたま緑のトラスト運動」のはじまりと県民意識の変化	4
3 ネイチャー・ポジティブの推進の基盤を創り出す「さいたま緑のトラスト運動」	
4 トラスト運動・基金のあり方検討委員会	12
	14

### II 「さいたま緑のトラスト運動」・「さいたま緑のトラスト基金」等の状況

1 「さいたま緑のトラスト運動」の概要と現状	16
2 「さいたま緑のトラスト協会」の概要と現状	18
3 「さいたま緑のトラスト基金」の概要と現状	21

### III トラスト運動・基金のあり方の主な論点

23

### IV 論点に対する考え方

1 論点1「様々な主体が自然環境を守っていくという観点から、今後行政はどのような役割を果たしていくべきか」	24
2 論点2「どのように新たな担い手を確保するか」	29
3 論点3「更なる民間参画・連携をどのような手法で進めていくか」	
	32

### V 指定出資法人あり方検討委員会からの提言への対応

1 指定出資法人あり方検討委員会からの提言	35
2 提言に対する対応の方向性（最適な事業主体のあり方）	
	36

### VI まとめ（トラスト運動・基金のあり方検討委員会の提言）

1 論点1～3に係る提言	40
2 指定出資法人あり方検討委員会からの提言への対応	40

おわりに

(参考資料)

トラスト運動・基金のあり方検討委員会設置要綱

トラスト運動・基金のあり方検討委員会開催状況

# I 検討の背景

## 1 社会状況の変化と自然環境

### (1) 本県の自然と都市化の進展

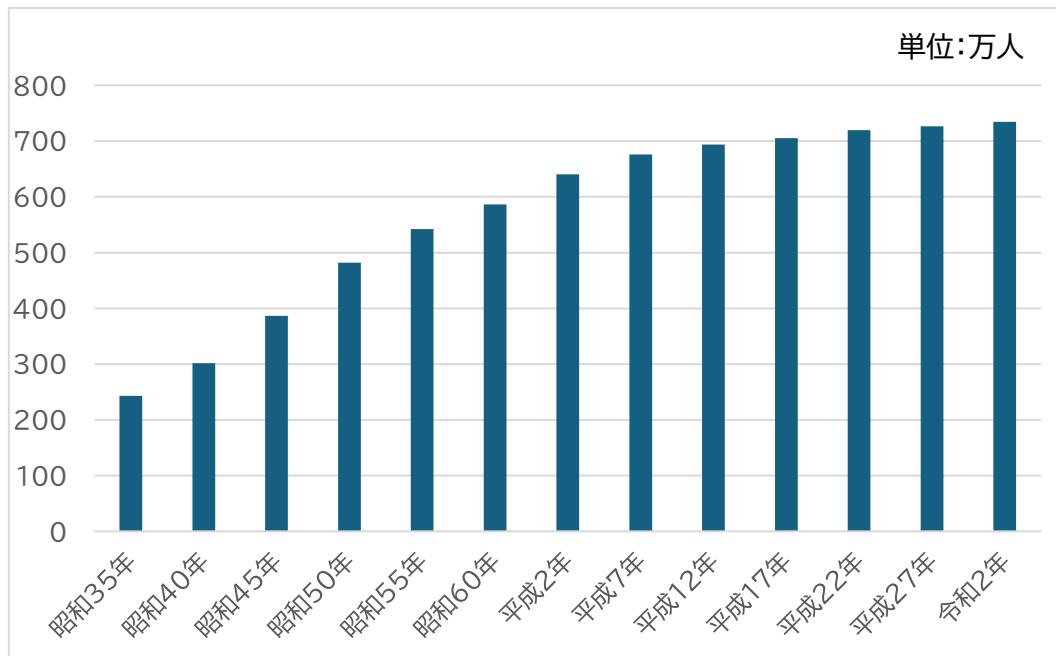
本県は関東平野の中央に位置し、古くから秩父の山林、武藏野の面影を残す平地林、荒川や利根川など、水と緑に彩られ、変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれてきた。

一方、本県の人口は、昭和 30 年代後半からの高度経済成長を背景に首都近郊県として急激に増加し、平成 17 年の国勢調査では 700 万人を超え、令和 2 年には約 734 万人となっている（図表 1）。

こうした人口の急増とともに、農地・森林といった緑地面積が減少し、宅地、道路の面積が増加して、都市化が進展していった。（図表 2）

昭和 40 年から令和 4 年までの 57 年間で、森林面積は 10.5%、139 km<sup>2</sup> (13,900ha) 減少しているが、この面積は本県で 5 番目に大きい深谷市の面積と同等であり、山手線の内側の面積の 2 倍に相当する。1 年当たりの減少面積は約 2.44 km<sup>2</sup> (244ha) となる。

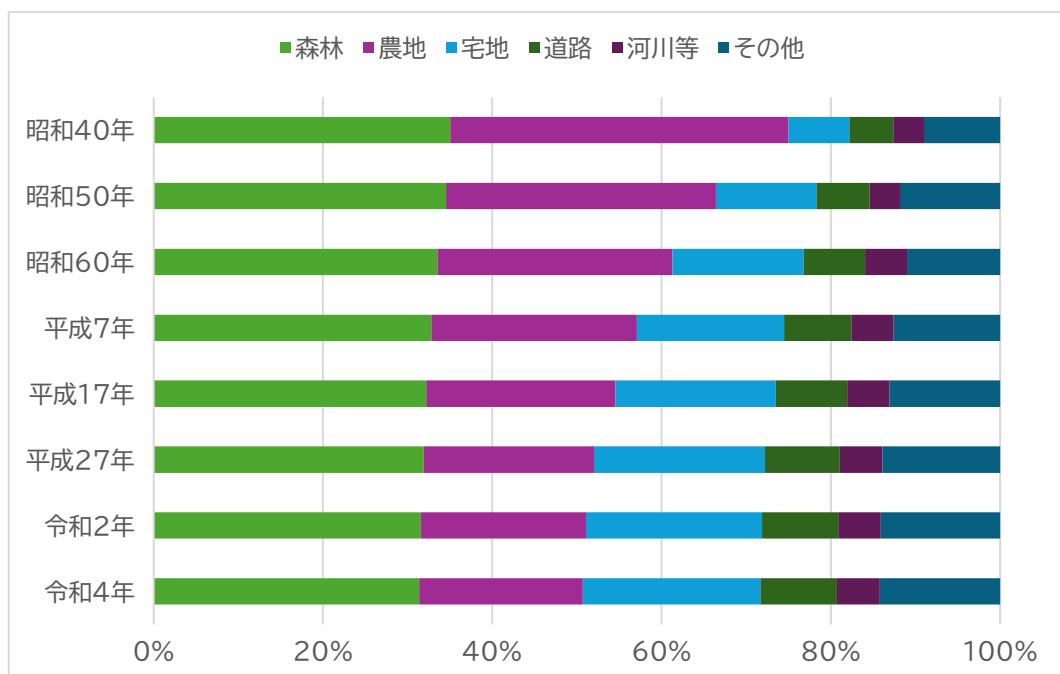
図表 1 本県の人口の推移



資料:昭和 35 年～令和 2 年国勢調査結果(統計課 埼玉県推計人口(時系列データ))

より作成

図表2 利用形態別土地利用の推移



(単位:km<sup>2</sup>)

	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年	令和4年	区分
森林	1,331	1,312	1,273	1,246	1,223	1,212	1,192	国有林及び民有林の合計
農地	1,517	1,211	1,055	922	848	763	733	田・畠の合計
宅地	274	451	588	660	719	768	797	住宅地・工業用地・その他宅地の合計
道路	198	239	276	302	321	335	344	一般道路・農道・林道の合計
河川等	137	137	188	189	190	192	192	水面・河川・水路の合計
その他	342	449	418	478	496	528	540	

資料:土地利用現況把握調査(土地水政策課)より作成

※ 区分は、国土利用計画の利用区分による。

※ 平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年の森林面積は推計値。

## (2) 県民ニーズの変化と我が国における動向

県が昭和 43 年から毎年実施している県政世論調査では、県民の行政へのニーズを調査している。調査開始当初は、高度経済成長期における公害激甚化の時代であり、「公害防止」の声が高かったが、昭和 50 年代に入り「住みよい生活基盤をつくる」という声が高まり、物質的な豊かさや利便性ばかりでなく、緑地公園、街並み保存、まちの美観などの居住環境における快適性を求める傾向が現れるようになってきた。<sup>1</sup>

このような中で、国内では身近な自然環境や歴史的景観などを保全するため、産業革命による都市化で失われた貴重な自然や歴史的建物を買い取る、英國のナショナル・トラストに影響を受けた土地の買取り運動が各地で展開されるようになった。

高度経済成長による宅地化で、昭和 35 年以降約 15 年間で 100ha を超える緑を失ったと言われる鎌倉市では、鶴岡八幡宮の裏山開発を阻止するために昭和 39 年に財団法人「鎌倉風致保存会」が結成され、買取りのための募金運動を展開するとともに、開発業者との粘り強い交渉により宅地開発の中止を成功させた。<sup>2</sup>

その他、「知床 100 m<sup>2</sup>運動」<sup>3</sup>や「天神崎市民自主運動」<sup>4</sup>などの先駆的な運動が進められ、優れた自然環境や貴重な歴史的環境などを募金などによって買い取り保存しようという、ナショナル・トラスト運動が各地に芽生え、広く国民の関心を呼ぶこととなった。しかし、その普及と定着には、まだ多くの課題が残されていた。

---

<sup>1</sup> 「ナショナル・トラスト運動の埼玉への適用可能性」研究チーム編『失われゆく自然歴史的環境—ナショナル・トラスト運動の埼玉への適用可能性—(昭和 56 年度埼玉県自治振興調査研究チーム報告書)』、埼玉県県民部自治振興センター、昭和 57 年 3 月、8、9 頁

<sup>2</sup> 同上、102 頁

<sup>3</sup> 昭和 52 年、北海道斜里町が知床国立公園内の開拓跡地の保全と原生林の再生を目指し、当時乱開発の危機にあった開拓跡地の買取りに必要な寄附を全国的に募った運動。現在では、運動地にかつてあった原生の森と生態系の再生を目指した取組が続けられている。(「しれとこ 100 平方メートル運動の森・トラスト」、斜里町役場総務部環境課自然環境係、<https://100m2.shiretoko.or.jp/>)

<sup>4</sup> 昭和 49 年、和歌山県田辺市の天神崎が別荘開発の危機にさらされ、これを知った市民が「天神崎の自然を大切にする会」を結成して寄附金を募り、業者から土地を買い取った運動。(「天神崎の自然を大切にする会」、公益財団法人天神崎の自然を大切にする会、<https://www.tenjinzaki.or.jp/>)

## 2 「さいたま緑のトラスト運動」のはじまりと県民意識の変化

### (1) 「さいたま緑のトラスト運動」のはじまり

本県におけるナショナル・トラスト活動のはじまりについては、『緑のトラスト運動（1986年版埼玉県環境白書より抜粋）』、埼玉県環境部自然保護課（昭和61年）の中で、次のように記されている。

昭和52年に公表されたOECD（経済協力開発機構）の「日本政府の環境政策審査報告書」で「日本は数多くの公害防除の戦いに勝ったが、環境の質を高めるための戦いには未だ勝利していない」と指摘され、これと前後して、自然や歴史環境を生活にうるおいや安らぎを与える精神的価値の対象として認め、その保全に対する人々の意識にも変化がみられるようになり、県内各地でも、自然保護運動や快適な環境を求める住民運動が起こるようになった。

こうしたことを背景に、本県では昭和56年に埼玉県自治振興調査研究チームを立ち上げ、『失われゆく自然歴史的環境-ナショナル・トラスト運動の埼玉への適用可能性-』の研究報告がなされた。

昭和58年8月、環境庁が委託した「ナショナル・トラスト研究会」が『我が国における国民環境基金運動<sup>5</sup>の展開の方向』と題する報告書を取りまとめて公表した。この報告書では、英国のナショナル・トラスト活動の現状と問題点を把握・分析するとともに、国民環境基金運動のあり方や行政の対応について、積極的な提言がなされた。

ナショナル・トラスト活動の原点は、あくまでも住民の自発性による住民主体の運動であるが、前述の報告でも「運動発展の基本的方向」として、「資金面その他の公的関与は、より一層活動を円滑にする。また、この公的関与の存在は、我が国の風土ないし国民感情からいって、国民の協力を得られやすくする一つの要素でもある。<sup>6</sup>」と指摘されているとおり、自治体などの公的関与が運動の発展に有効な要件となるとされていた。

---

<sup>5</sup> 「国民環境基金」運動とは、自然環境の保全と歴史的環境の保全の両方を目的とするナショナル・トラスト活動のうち自然環境保全を目的とするものの呼称。昭和57年秋に環境庁がナショナル・トラストに代わる名称を一般募集して選ばれた。

<sup>6</sup> 『我が国における国民環境基金運動の展開の方向』、環境庁自然保護局、昭和58年8月、51頁

こうした時代の要請から、県民が主体となって行う緑のトラスト運動の推進主体として昭和 59 年 8 月に財団法人さいたま緑のトラスト協会が設立され、トラスト運動の財源として、昭和 60 年 4 月には県に「さいたま緑のトラスト基金」が設置された。これによって、県民と自治体（県）が協力して本県のナショナル・トラスト活動を推進する体制が整った。

さいたま緑のトラスト協会は、埼玉県（出捐金 500 万円）、公益財団法人埼玉県公園緑地協会（同 300 万円）、株式会社埼玉りそな銀行（同 200 万円）、株式会社武蔵野銀行（同 100 万円）、一般社団法人埼玉県造園業協会（同 100 万円）が出資し、設立された（その後埼玉県信用金庫が 100 万円を出捐）。

「さいたま緑のトラスト協会設立趣意書」には、以下のように記載されている。

私たちの郷土「さいたま」は、豊かな美しい自然に恵まれ、貴重な歴史的文化的環境を育ててきたかけがえのない「ふるさと」である。

しかし、我々の先人たちが慈しみ、守ってきたこの美しい自然と貴重な歴史的環境は、急速に進む都市化の中で、破壊の危機にさらされ、今、その保全策を講じなければ、永久に失われてしまうであろう。

緑豊かなこのふるさとの自然環境は、私たちの心にうるおいとやすらぎを与え、歴史的環境は、個性豊かな地域文化を創造する源である。

私たちは、このような認識をしっかりと持って、これを守り育てるとともに、県民共有の貴重な財産として、次代に引き継いでいかなければならぬ。

そのためには、県民一人ひとりが、ふるさとの自然や歴史的環境のすばらしさを自覚し、あらゆる立場や領域をこえて、みんなが力をあわせ、県民が自らの手で保全を図っていくことが何よりも重要である。

近年、優れた自然や歴史的環境等を無秩序な開発から守るために、資金の募金等によって、土地、建物等を買い取り、永久に保存しようというナショナル・トラスト運動が、新しい環境保全運動として注目されている。

本県においても、県内の優れた自然や貴重な歴史的環境等を保全するため県民の積極的な参加と、県民が主体となった「緑のトラスト運動」を推進する「財団法人さいたま緑のトラスト協会」を設立し、県民が真に愛着と誇りの持てる郷土「さいたま」の実現のために寄与していくこうとするものである。

（「さいたま緑のトラスト協会設立趣意書」全文）

トラスト協会設立時、代表者（理事長）には、須甲鉄也埼玉大学学長が就任し、実施事業として次の7つを挙げられた。

- 1 緑のトラスト運動に係る普及啓蒙
- 2 緑のトラスト運動に対する指導及び援助
- 3 緑のトラスト運動に関する調査研究並びに情報の収集及び提供
- 4 緑のトラスト運動に係るボランティアの指導及び育成
- 5 緑のトラスト運動に係る土地、建物等の取得及び保全のための管理
- 6 緑のトラスト運動に関する各種施設の管理の受託
- 7 その他目的を達成するために必要な事業<sup>7</sup>

トラスト協会設立当時は、講演会やシンポジウムの開催等の普及啓発事業を展開し、まずはさいたま緑のトラスト運動が多くの県民に理解され支持される基盤を築いていった<sup>8</sup>。

そして、この緑のトラスト運動を資金的に裏付けるものとして、昭和60年4月1日に「さいたま緑のトラスト基金条例」が施行され、県の基金として「さいたま緑のトラスト基金」が設置された。

トラスト協会の基金ではなく県の基金としたのは、当時は県への寄附として受け入れることにより、所得税・法人税の特例措置が適用になるなどの税制上の優遇措置があったことと、前述の『我が国における国民環境基金運動の展開の方向』報告書にもあるとおり、我が国の風土ないし国民感情からいって、自治体などの公的関与が運動の発展に有効であると考えられていたためと推察される。

同じ時期に、神奈川県、大阪府でもトラスト運動の推進主体が設立された。現在、都道府県単位でトラスト運動を推進しているのは、本県、神奈川県、大阪府の2県1府のみである。以後本県では、さいたま緑のトラスト協会及びその他の民間団体によるナショナル・トラスト運動が展開されている。

---

<sup>7</sup> 富田百城「『さいたま緑のトラスト協会』誕生 優れた自然歴史的環境の保存に一役」、『埼玉自治』昭和60年5月号、埼玉県自治研究会、23頁

<sup>8</sup> 埼玉県環境部自然保護課編『緑のトラストをもとめて－新しい環境保全への道を開く』、ぎょうせい、昭和58年11月；『身近な田園環境の活用を考えるシンポー見沼田圃の保全活用対策を推進し、緑のトラスト運動の発展をはかるために』、昭和61年1月

なお、トラスト協会設立当時は、将来的にはナショナル・トラストに関する税制・法制上の制度が確立され、トラスト協会とトラスト基金を一本化して、緑のトラスト運動を純粋な民間運動として発展させていくというビジョンを思い描いていたようである。

## (2) 緑のトラスト基金とトラスト保全地取得の状況

「さいたま緑のトラスト基金」は、創設当初においては、一般県民や団体等を対象とした一般寄附金と、県内企業を対象とした企業寄附金を募っていたほか、県からも積立金が拠出されていた。民間からは、平成9年度まで恒常的に6,000万円以上の寄附が寄せられ、平成6年度には過去最高の9,500万円を記録したが、景気停滞により企業寄附金が落ち込んだことから平成11年度以降は5,000万円を割り、平成13年度以降現在に至るまで、3,000万円前後で推移している。

この間、平成2・3年度にトラスト保全第1号地「見沼田圃周辺斜面林」1.1haの取得を皮切りに、平成28年度にトラスト保全第14号地「藤久保の平地林」3.0ha(うち県有地1.5ha、市町有地1.5ha)まで、市町村と共同で14か所計74.9haのトラスト保全地の買い取りを実施した(図表3)。

トラスト保全地の取得に当たっては、地元市町村において、保全や活用の位置づけがある、市町村及び県民の保全要望があり保全の協力が得られる、取得費用のうち市町村が相応分を負担できるなどを要件としており、市町村の理解が大変重要となっている。

なお、第1号地及び第2号地は、市が県に3分の1を負担金として支払った上で、県が取得している。第3号地以降は原則的に県が3分の2、市町村が3分の1を負担し、各自治体の土地として取得している(一部寄贈あり)。

第14号地の取得以降、寄附金等の積立額と保全管理等による取崩額がほぼ均衡し基金残高が5億円弱で推移している(図表4)。近年のトラスト保全候補地の選定基準面積が「原則5ha以上」としていたことなどから、新たなトラスト保全地取得のための経費を捻出することは難しいとの考え方もあり、平成29年度以降は新規のトラスト保全地取得は行われていない。

図表 3 トラスト保全地の取得・保全状況

	名 称	所在地	県取得年度	保全面積(m <sup>2</sup> )
1 号地	見沼田圃周辺斜面林	さいたま市緑区	H2,3	11,336
2 号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地	所沢市	H6	33,837
3 号地	武藏嵐山渓谷周辺樹林地	嵐山町	H9	135,038
4 号地	飯能河原周辺河岸緑地	飯能市	H10,11	26,855
5 号地	山崎山の雑木林	宮代町	H13,25	14,583
6 号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地	入間市	H14,15	125,007
7 号地	小川原家屋敷林	さいたま市岩槻区	H12	7,340
8 号地	高尾宮岡の景観地	北本市	H18	35,499
9 号地	堀兼・上赤坂の森	狭山市	H19	67,415
10 号地	浮野の里	加須市	H20	86,065
11 号地	黒浜沼	蓮田市	H21	86,723
12 号地	原市の森	上尾市	H24	40,340
13 号地	無線山・KDDIの森	伊奈町	H26	48,096
				※うち、37,749 m <sup>2</sup> は寄贈
14 号地	藤久保の平地林	三芳町	H28	30,387
			合計	748,521

図表 4 さいたま緑のトラスト基金 収支状況(単位:千円)

年 度	積立額(収入)				取崩額(支出)			基金残高	保全地 取得
	寄附金	運用益	県積立金	合計	保全地取得	保全地 管理委託等	合計		
~H27	1,601,024	925,922	2,943,000	5,469,946	3,877,989	757,144	4,635,133	834,811	
H28	26,336	3,671	0	30,006	318,503	36,109	354,612	510,205	14号地
H29	28,137	2,101	0	30,238	0	43,027	43,027	497,416	
H30	28,827	1,977	0	30,804	0	36,739	36,739	491,481	
R1	27,547	1,804	0	29,351	0	35,627	35,627	485,205	
R2	28,967	1,652	0	30,620	0	32,292	32,292	483,532	
R3	33,161	1,362	0	34,523	0	34,510	34,510	483,545	
R4	40,137	1,239	0	41,376	0	35,291	35,291	489,630	
R5	34,023	1,265	0	35,288	0	35,571	35,571	489,347	
R6	27,546	1,496	0	29,042	0	39,249	39,249	479,140	
累計	1,875,704	942,489	2,943,000	5,761,193	4,196,492	1,085,560	5,282,052		

(図表 3, 4 いずれも(公財)さいたま緑のトラスト協会資料より作成)

### (3) 県民意識の変化についての考察

次に、このような寄附金の状況やトラスト保全地の取得状況などから「緑のトラスト運動」に発足当初の勢いが失われつつあるように見える現況について、県政世論調査の「県民意識の変化」から考えてみた。

少子高齢化などの社会課題が徐々に深刻化するなか、県政世論調査では、平成25年あたりから「自然をまもり、緑を育てる」というニーズが、「高齢者の福祉を充実する」「子育て支援を充実する」などのニーズを下回り、同年を境に県政への要望の順位についても、上位5位以内から6位以下へとなっていました。県政の課題が山積するなか、直近10年間で緑地保全への県民ニーズは一見希薄化してきているように見える（図表5）。

しかし、「自然をまもり、緑を育てる」ことへの県民ニーズは相対的に順位を下げているだけであり、県民ニーズそのものが低下しているとは考え難い。例えば、同じ環境問題の中でも、令和元年度からは「地球温暖化を防止する」が「自然をまもり、緑を育てる」を上回る結果となり、国際的に対応が求められ、社会的な要請も大きい地球温暖化への対策がより求められるようになった。また、平成23年の東日本大震災を契機に災害対策へのニーズが高まり、近年の災害の頻発などの影響を受けて、そのニーズはさらに高まってきていることも相対的な行政ニーズへの優先度の変化に大きく影響していると思われる。

「自然をまもり、緑を育てる」ことは、地球温暖化対策や防災の面でも重要であり、こうしたニーズに一部包含されていると考えることもできる。

また、トラスト運動のフィールドでもある里地里山は、子どもの教育・遊びや高齢者のレクリエーション・健康維持の場ともなり得るという側面から、「自然をまもり、緑を育てる」ことで、「子育て支援を充実する」、「高齢者の福祉を充実する」という県民ニーズを満たすことにもつながるとも言える。

(図表5)県政への要望 20年間の推移(平成17年～令和6年)

	H17	H18	H19	H20	H21
1	防犯の地域づくりをすすめる 25.5%	高齢者の福祉を充実する 27.0%	高齢者の福祉を充実する 27.9%	高齢者の福祉を充実する 28.5%	高齢者の福祉を充実する 30.8%
2	高齢者の福祉を充実する 23.3%	防犯の地域づくりをすすめる 24.5%	医療サービス体制を整備する 22.7%	医療サービス体制を整備する 24.6%	医療サービス体制を整備する 27.7%
3	医療サービス体制を整備する 17.9%	医療サービス体制を整備する 20.7%	自然をまもり、緑を育てる 21.3%	食品の安全をまもる 20.8%	自然をまもり、緑を育てる 19.7%
4	自然をまもり、緑を育てる 16.9%	自然をまもり、緑を育てる 20.4%	地球温暖化を防止する 20.5%	地球温暖化を防止する 20.0%	防犯の地域づくりをすすめる 17.4%
5	地球温暖化を防止する 16.0%	子育て支援を充実する 19.3%	食品の安全をまもる 17.7%	自然をまもり、緑を育てる 18.6%	子育て支援を充実する 17.3%
6	子育て支援を充実する 15.3%	災害から県民をまもる 13.1%	子育て支援を充実する 15.8%	防犯の地域づくりをすすめる 17.9%	食品の安全をまもる 16.8%
7	青少年を健全に育てる 13.4%	交通事故をなくす 11.1%	防犯の地域づくりをすすめる 12.7%	子育て支援を充実する 17.2%	地球温暖化を防止する 16.0%
8	雇用の場を広げる 11.7%	地球温暖化を防止する 10.8%	災害から県民をまもる 10.4%	学力、規律ある態度、体力を身につける学校教育を充実する 11.8%	雇用の場を広げる 12.7%
9	食品の安全をまもる 11.4%	雇用の場を広げる 9.7%	学力、規律ある態度、体力を身につける学校教育を充実する 10.3%	消費生活の安全を高める 10.3%	川や大気の環境をまもる 9.6%
10	災害から県民をまもる 10.0%	道路や街路を整備する 9.2%	交通事故をなくす 9.9%	災害から県民をまもる 10.0%	災害から県民をまもる 9.4%

	H22	H23	H24	H25	H26
1	高齢者の福祉を充実する 28.5%	高齢者の福祉を充実する 26.0%	高齢者の福祉を充実する 26.4%	高齢者の福祉を充実する 26.2%	高齢者の福祉を充実する 28.5%
2	医療サービス体制を整備する 23.9%	医療サービス体制を整備する 24.3%	医療サービス体制を整備する 21.2%	医療サービス体制を整備する 25.4%	医療サービス体制を整備する 25.3%
3	自然をまもり、緑を育てる 21.3%	食品の安全をまもる 22.3%	自然をまもり、緑を育てる 19.7%	子育て支援を充実する 20.0%	子育て支援を充実する 17.3%
4	防犯の地域づくりをすすめる 18.1%	自然をまもり、緑を育てる 18.6%	防犯の地域づくりをすすめる 17.6%	防犯の地域づくりをすすめる 16.9%	防犯の地域づくりをすすめる 16.7%
5	子育て支援を充実する／ 雇用の場を広げる 15.8%	防犯の地域づくりをすすめる 14.8%	雇用の場を広げる 17.3%	雇用の場を広げる 15.7%	災害から県民をまもる 16.5%
6		災害から県民をまもる／ 雇用の場を広げる 14.7%	災害から県民をまもる 17.2%	食品の安全をまもる 15.2%	雇用の場を広げる 15.3%
7	地球温暖化を防止する 14.1%	子育て支援を充実する 16.6%	子育て支援を充実する 16.6%	自然をまもり、緑を育てる 15.0%	交通事故をなくす 14.2%
8	食品の安全をまもる 12.9%		食品の安全をまもる 14.2%	災害から県民をまもる 12.1%	食品の安全をまもる 13.8%
9	交通事故をなくす 10.9%	交通事故をなくす 10.7%	交通事故をなくす 13.2%	交通事故をなくす 11.6%	自然をまもり、緑を育てる 13.0%
10	学力、規律ある態度、体力を身につける学校教育を充実する 10.1%	道路や街路を整備する 10.4%	地球温暖化を防止する 9.6%	学力、規律ある態度、体力を身につける学校教育を充実する 11.2%	便利な交通網をつくる 11.7%

	H27	H28	H29	H30	R1
1	高齢者の福祉を充実する 28.5%	医療サービス体制を整備する 26.9%	高齢者の福祉を充実する 26.0%	災害から県民をまもる 25.1%	高齢者の福祉を充実する 24.2%
2	医療サービス体制を整備する 24.5%	高齢者の福祉を充実する 26.2%	医療サービス体制を整備する 22.9%	高齢者の福祉を充実する 22.9%	医療サービス体制を整備する 23.4%
3	子育て支援を充実する 23.4%	子育て支援を充実する 23.0%	子育て支援を充実する 22.5%	医療サービス体制を整備する 21.8%	災害から県民をまもる 19.4%
4	防犯の地域づくりをすすめる 17.4%	防犯の地域づくりをすすめる 17.9%	災害から県民をまもる 17.6%	子育て支援を充実する 21.1%	子育て支援を充実する 18.5%
5	災害から県民をまもる 14.6%	災害から県民をまもる 16.1%	防犯の地域づくりをすすめる 14.7%	防犯の地域づくりをすすめる 14.7%	防犯の地域づくりをすすめる 16.7%
6	食品の安全をまもる 13.4%	自然をまもり、緑を育てる 13.4%	交通事故をなくす 13.6%	自然をまもり、緑を育てる 13.4%	交通事故をなくす 16.6%
7	道路や街路を整備する 13.0%	雇用の場を広げる 12.8%	道路や街路を整備する 12.8%	道路や街路を整備する 12.7%	道路や街路を整備する 13.4%
8	雇用の場を広げる 12.8%	道路や街路を整備する 12.0%	自然をまもり、緑を育てる 12.6%	便利な交通網をつくる 12.6%	便利な交通網をつくる 12.9%
9	自然をまもり、緑を育てる 12.4%	食品の安全をまもる 11.9%	便利な交通網をつくる 12.0%	交通事故をなくす 12.5%	地球温暖化を防止する 12.7%
10	便利な交通網をつくる 12.0%	便利な交通網をつくる 11.7%	食品の安全をまもる 11.4%	地球温暖化を防止する 12.3%	自然をまもり、緑を育てる 12.3%

	R2	R3	R4	R5	R6
1	新型コロナウイルス感染症 対策を進める 37.3%	新型コロナウイルス感染症 対策を進める 26.8%	災害から県民をまもる 25.6%	災害から県民をまもる 23.2%	災害から県民をまもる 24.6%
2	災害から県民をまもる 25.5%	災害から県民をまもる 25.0%	医療サービス体制を整備する 19.7%	地球温暖化を防止する 19.4%	医療サービス体制を整備する 19.9%
3	医療サービス体制を整備する 20.3%	医療サービス体制を整備する 19.8%	高齢者の福祉を充実する 17.8%	医療サービス体制を整備する 18.0%	子育て支援を充実する 18.8%
4	地球温暖化を防止する 17.3%	高齢者の福祉を充実する 15.6%	地球温暖化を防止する 17.6%	子育て支援を充実する 17.9%	高齢者の福祉を充実する 18.5%
5	高齢者の福祉を充実する 17.2%	地球温暖化を防止する 14.9%	子育て支援を充実する 17.2%	高齢者の福祉を充実する 17.2%	地球温暖化を防止する 17.1%
6	自然をまもり、緑を育てる／ 子育て支援を充実する 12.9%	子育て支援を充実する 14.3%	自然をまもり、緑を育てる 15.8%	防犯の地域づくりをすすめる 16.8%	自然をまもり、緑を育てる 16.4%
7		自然をまもり、緑を育てる 13.8%	新型コロナウイルス感染症 対策を進める 15.6%	自然をまもり、緑を育てる 15.9%	防犯の地域づくりをすすめる 15.9%
8	防犯の地域づくりをすすめる 11.8%	防犯の地域づくりをすすめる 13.0%	防犯の地域づくりをすすめる 12.9%	便利な交通網をつくる 13.2%	便利な交通網をつくる 13.6%
9	道路や街路を整備する／ 便利な交通網をつくる 10.0%	道路や街路を整備する 11.8%	便利な交通網をつくる 12.2%	交通事故をなくす 11.0%	道路や街路を整備する 11.1%
10		交通事故をなくす 11.7%	道路や街路を整備する 10.4%	道路や街路を整備する 10.8%	交通事故をなくす 10.8%

(県政世論調査報告書より抜粋し作成)

### 3 ネイチャーポジティブ推進の基盤を創り出す「さいたま緑のトラスト運動」

#### (1) ネイチャーポジティブ推進への動き

ここであらためて人間と自然と社会とのかかわりを考えてみる。

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、持続可能な社会に不可欠であり、生態系がもたらす各種の恩恵は私たちの生活や文化を支える基盤である。しかし今日、人間活動により世界的に生物多様性と生態系サービスが劣化し続けている。

あらゆる企業活動は資本としての自然に依存しており、自然資本の枯渇や減少に直面する中で、企業が事業を持続可能なものとするためには自然資本への負荷を減らし、自然資本を維持・回復させる必要があるという考え方が広まった。

こうした中で、令和3(2021)年から令和4(2022)年にかけて中国の昆明とカナダのモントリオールで2部にわたり開催された「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)<sup>9</sup>」やG7 2030年自然協約などでその考え方が掲げられ国際的な認知度が高まったのが、「ネイチャーポジティブ(自然再興)<sup>10</sup>」である。

国内では、令和5(2023)年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において令和12(2030)年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。

また、昆明・モントリオール生物多様性枠組では、世界目標の達成に向け、地域に即した取組が重要であるとされており、国家戦略においても、地方自治体を始め、企業、NPO等、個人といった多様な主体が連携することの重要性が謳われている。本県の生物多様性保全戦略の中でも、ネイチャーポジティブの実現に向け、県だけでなく、市町村、企業、NPO等、県民といった多様な主体と協働を図りながら取組を推進する必要があるとしている。

ネイチャーポジティブのシンボルとして注目される羽生市・宝蔵寺沼のムジナモの野生復帰の事例を掲げるまでもなく、劣化の危機にある自然環境などを守り、保全活動に注力して豊かな自然を取り戻していくことがネイチャーポジティブ活動の王道であり、緑のトラスト運動はそれを多様な主体の連携により実現するものである。まさにネイチャーポジティブ時代に求められる取組と言えよう。

---

<sup>9</sup> 地球規模での生物多様性の包括的な保全と生物資源の持続可能な利用を目的として、「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」が平成5年に発効した。その最高意思決定機関が締約国会議であり、通称「COP」。

<sup>10</sup> 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

## (2) ネイチャーポジティブ推進の基盤を創り出す「さいたま緑のトラスト運動」

ネイチャーポジティブ推進への重要な取組の一つが、「保護地域以外での生物多様性保全に資する地域」(OECM)づくりであり、その具体的方法としての「自然共生サイト<sup>11</sup>」である。

本県では、埼玉県生物多様性保全戦略(2024(令和6)年度～2031(令和13)年度)において「自然共生サイト」の認定数12件(令和5年度から令和8年度の累計)を目標としている<sup>12</sup>。県内では、令和7年3月時点で9か所が「自然共生サイト」として環境大臣に認定されている(図表6)。令和6年度前期には、緑のトラスト保全第1号地「見沼田圃周辺斜面林」(さいたま市、1.1ha)が認定されており、他のトラスト保全地についても今後登録されていくことが期待される。「さいたま緑のトラスト運動」そのものが「自然共生サイト」を生み出すリーダー的な役割を果たしてきたし、今後も果たしていくことであろう。

(図表6)県内の「自然共生サイト」認定地(R7.3現在)

No.	名称	場所・面積	申請者	認定時期
1	トトロの森	所沢市、入間市、東村山市、東大和市、瑞穂町、12ha	(公財)トトロのふるさと基金	R5前期
2	飯能・西武の森	飯能市、130ha	(株)西武リアルティソリューションズ	R5前期
3	天覧山東谷津・ほとけどじょうの里	飯能市、0.2ha	NPO法人天覧山・多峯主山の自然を守る会	R5前期
4	TOPPANホールディングス(株)総合研究所	北葛飾郡杉戸町、0.9ha	TOPPANホールディングス(株)総合研究所	R5前期
5	三富今昔村	入間郡三芳町、所沢市、川越市、8.4ha	石坂産業(株)	R5後期
6	さいたま市桜環境センター	さいたま市、0.5ha	さいたま市	R6前期
7	緑のトラスト保全第1号地「見沼田圃周辺斜面林」	さいたま市、1.1ha	埼玉県	R6前期
8	HondaWoods みなみ寄居集いの里	大里郡寄居町、27ha	本田技研工業(株)	R6前期
9	さいたま市大宮南部浄化センター	さいたま市、1.0ha	さいたま市	R6後期

(環境省ホームページ「自然共生サイト」認定サイト一覧より作成)

<sup>11</sup> 自然共生サイト:環境省が認定する「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」のこと。

<sup>12</sup> 「埼玉県生物多様性保全戦略(2024(令和6)年度～2031(令和13)年度)」、埼玉県環境部みどり自然課、令和6年、44頁、91頁他

我が国では、令和 32 (2050) 年のカーボンニュートラル実現を目指し、令和 12 (2030) 年度までに温室効果ガスを平成 25(2013) 年度比で 46% 削減、令和 17(2035) 年度までに 60% 削減、令和 22(2040) 年度までに 73% 削減するため、企業ではサプライチェーン全体でのカーボンニュートラルへの取組や、脱炭素化社会の実現に向けた取組が多く見られようになってきた。その取組の一つに、企業の森林づくりがある。

企業の SDGs や ESG 投資への関心が高まり、森林整備が地球温暖化対策に有効であるという認識が広がったこと等をきっかけに、国でも、企業に森林づくりに参画してもらうような取組を推し進めている。

本県でも、森林づくり活動を行う企業・団体、活動場所を提供する市町村、活動を支援する県の三者が協定を結び、協力して森林づくりを行う取組を進めている。

身近な緑の保全・創出を進める緑のトラスト運動に目を向けると、生物多様性など自然環境の保全ばかりではなく、CO<sub>2</sub> 吸収や薪などのバイオマスエネルギーの供給源、さらにはヒートアイランド現象の緩和効果など多面的効果を有する取組と言える。

このように、「さいたま緑のトラスト運動」はネイチャーポジティブ、カーボンニュートラルといった今日の社会の要請に応えうる重要な取組であると言えよう。

#### 4 トラスト運動・基金のあり方検討委員会

県では、優れた自然を後世に残すため、多くの県民・事業者の寄附を得てトラスト基金を維持・運用し、市町の協力も得ながら 14 か所のトラスト保全地を確保してきた。

トラスト協会は、トラスト運動の主旨に賛同している会員を約 1,400 人有しております、そのうちの約 400 人がボランティアスタッフとして、質の高い保全活動を行つてきている。「さいたま緑のトラスト運動」は、まさに県民・事業者と行政が協働で推進してきた全国に誇るべき取組である。

前述のとおり、昨今の緑地保全に対する県民ニーズは相対的には希薄化してきたように見えることに加えて、第 14 号地以降新規のトラスト保全地の取得がなかつたこともあり、トラスト運動に一時期のような盛り上がりは見られなくなっている。

一方で、時代の趨勢として、ネイチャーポジティブが国際的、国内的な大きな潮流として求められ、その実現のためには、行政、企業、NPO 等、県民という多様な主体の協働した取組を推進することが求められることとなった。こうした状況の中、

改めて、トラスト運動は時代の要請に応える有力な手法になり得ると確信するに至った。

そこで、こうした視点も踏まえて、緑のトラスト運動への県の今後の関わり方やトラスト運動への更なる民間参画の手法などを中心に、「さいたま緑のトラスト運動」及び「さいたま緑のトラスト基金」の今後のあり方を検討するため、令和6年度に「トラスト運動・基金のあり方検討委員会」が設置された。

## II 「さいたま緑のトラスト運動」・「さいたま緑のトラスト基金」等の状況

### 1 「さいたま緑のトラスト運動」の概要と現状

「さいたま緑のトラスト運動」は、県民から広く寄附を募り、それを資金として土地や建物を取得したり、また寄贈や遺贈を受けたりして、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末永く保全していくという運動である。

緑のトラスト運動は、現行の「埼玉県環境基本計画（令和4年度～令和8年度）」において、CO<sub>2</sub>吸収源につながる身近な緑の保全・創出や、「埼玉県生物多様性保全戦略」の推進等に係る取組として位置づけられている<sup>13</sup>。

また「第3次埼玉県広域緑地計画」では、「緑の保全・創出・活用」という3つの方針のうち、「保全」と「活用」に係る取組として位置づけられている<sup>14</sup>。

平成2年にトラスト保全第1号地「見沼田圃周辺斜面林」を取得して以降、全14号地約75haを県が市町と共同で買い取り、さいたま緑のトラスト協会の会員であるボランティアスタッフを中心に、下草刈り、間伐、施設の補修等の保全活動を実施している。

また、トラスト協会では、トラスト保全地の自然に触れ、緑のトラスト運動への理解を深めてもらう「自然に親しむ会」の開催、広報誌『グリーンアルファ』の発行（年4回、各3,000部）、写真・動画コンクールの実施、地域イベントへの参加、地域自治体・企業・大学等の保全活動体験などを通じて、普及啓発活動を行っている。

「自然に親しむ会は」、令和2・3年度に新型コロナウイルス感染症の流行により開催回数が大幅に減少したものの、平成26年度と比較し参加人数を順調に伸ばしてきた（図表7）。しかし、ボランティアスタッフの協力により開催されているものであり、今後の大幅な開催回数や参加人数の増加には主催者側の体制強化などの対応が必要な状況となっている。

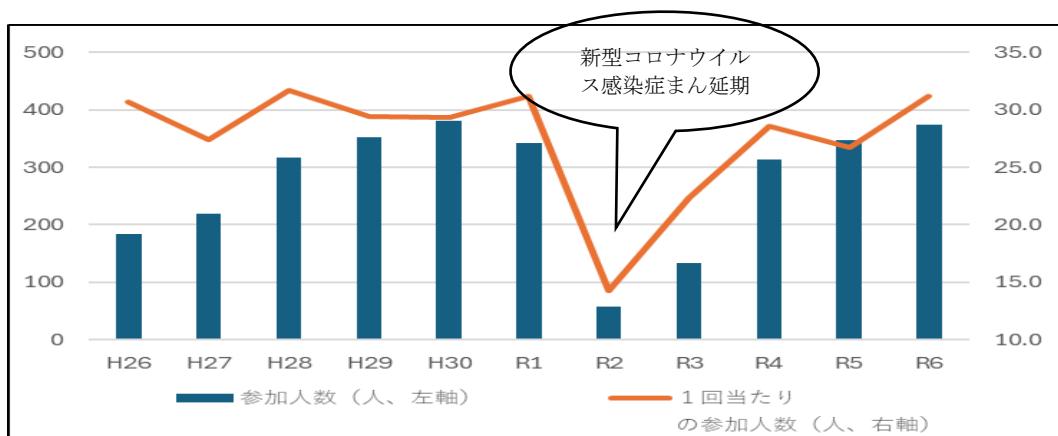
---

<sup>13</sup> 「埼玉県環境基本計画（令和4年度～令和8年度）」、埼玉県環境部環境政策課、令和4年、20頁、34頁他  
[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/4663/dai5jikeikaku\\_a.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/4663/dai5jikeikaku_a.pdf)

<sup>14</sup> 「第3次埼玉県広域緑地計画（令和4年度～令和8年度）」、埼玉県環境部みどり自然課、令和4年、6頁、39頁他  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/110164/dai3jikouikiryokutiekaku-zennbunn.pdf>

また、前述のとおり、トラスト保全地における保全活動やトラスト運動の普及啓発は、ボランティアスタッフの協力によるところが大きい。ボランティアスタッフの登録人数は令和3年度以降減少に転じている上、平均年齢は高止まりしている（図表8、9）。また、ボランティアスタッフの年齢構成は平成24年度末と令和6年度末を比較すると、70代以上の占める割合が増加し、30代、40代が依然として少ない（図表10）。現在全体の63%を占める70代以上のボランティアスタッフの10、20年後の引退の可能性や現役世代の定年延長などを勘案すると、トラスト運動の担い手の確保は急務であり、また、若年世代の新たなライフスタイルに合わせた多世代による多様な関わり方や、様々な主体による多様な関わり方など、従来の形にとらわれない関わり方を模索していく必要があるとも言える。

（図表7）自然に親しむ会参加人数（総計）・1回当たり参加人数（H26年度～R6年度）



（（公財）さいたま緑のトラスト協会資料より作成）

（図表8）ボランティアスタッフ登録人数（H26年度末～R6年度末）

※令和元年度より実働者をカウントすることと変更したため、大幅な人数変動あり。

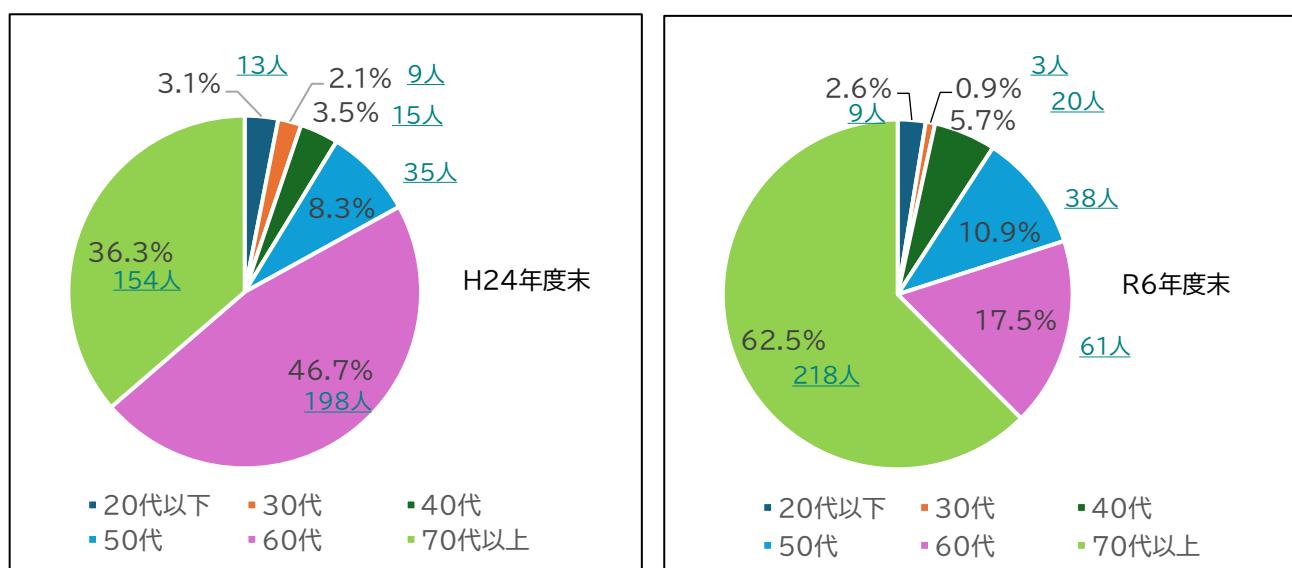
ボランティアスタッフ 登録人数 (人、各年度末時点)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
	600	626	703	720	702	
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	402	405	461	442	409	389

(図表 9)ボランティアスタッフ平均年齢推移(H24 年度末～R6 年度末)

ボランティアスタッフ 平均年齢 (歳、各年度末時点)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	65.0	65.2	66.3	66.9	67.3	68.0
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	69.0	70.0	71.2	69.7	69.2	68.8

(図表 8, 9 いずれも(公財)さいたま緑のトラスト協会資料より作成)

(図表 10)ボランティアスタッフ年齢構成(H24 年度末・R6 年度末)



((公財)さいたま緑のトラスト協会資料より作成)

## 2 「さいたま緑のトラスト協会」の概要と現状

さいたま緑のトラスト協会は、「さいたま緑のトラスト基金」を設置する県と連携を図りながら緑のトラスト運動を推進するため、昭和 59 年に財団法人として設立され、平成 24 年に公益財団法人へ移行した。

公益財団法人へ移行したことにより、個人や法人からのトラスト協会への寄附や相続財産の贈与に係る税制上の優遇が、県同様に受けられるようになった。

その他、トラスト協会の概要は以下のとおりとなっている。

名称	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
設立	昭和 59 年 8 月(平成 24 年に公益財団法人へ移行)
設立目的	県民が主体となって行う、県内の優れた自然や貴重な歴史的環境等を保全するための活動(さいたま緑のトラスト運動)を推進するとともに、県民が真に愛着と誇りをもてる、郷土「さいたま」づくりに寄与する。
会員数	1,387(個人・家族 1,084 人、法人 303 団体)
ボランティアスタッフ	389 人
理事長	太田猛彦(東京大学名誉教授)
組織体制	理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 7 名、監事 2 名、評議員 13 名
出捐者	埼玉県(500 万円)、公益財団法人埼玉県公園緑地協会(300 万円)、株式会社埼玉りそな銀行(200 万円)、株式会社武蔵野銀行(100 万円)、一般社団法人埼玉県造園業協会(100 万円)、埼玉県信用金庫(100 万円)
主な事業内容	(1)緑のトラスト保全地保全管理・運営事業 巡回美化活動、樹林地等管理(下草刈り、間伐等)、 施設維持管理・補修、ボランティアスタッフ養成研修の実施 (2)緑のトラスト運動普及啓発事業 自然に親しむ会の実施、広報紙の発行等 (3)さいたま緑のトラスト基金募金・広報活動事業 緑のトラスト募金、企業募金等の実施

トラスト協会では、トラスト保全地の保全管理、トラスト運動の普及啓発、トラスト基金の募金・広報活動を実施している。そのうち、主に保全管理と普及啓発については、前述のとおりトラスト協会の会員であるボランティアスタッフの協力を得て実施しており、ボランティア登録人数の減少と高齢化は大きな課題である。

トラスト協会の収入の大半は県からの委託費となっており、その他、会員からの会費収入、県からの補助金、トラスト協会への寄附金等がある(図表 11)。

過去 7 年間のトラスト協会の経常収支及び正味財産の増減の状況は以下のとおりとなっており、令和元年度以降については、支出超過が続き、特に令和 2 年度以降はナラ枯れ対策の必要性から、支出超過の幅が大きくなっている（図表 12）。

（図表 11）トラスト協会経常収益内訳（単位：千円）

事業年度	令和4年度	令和5年度
県委託事業収益	27,040	26,928
受取会費	4,447	3,735
受取県補助金	1,815	1,815
受取寄附金	604	556
その他	219	212
経常収益計	34,124	33,245

（図表 12）トラスト協会経常収支及び正味財産の増減状況（単位：千円）

事業年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益計	34,255	32,401	30,358	32,464	34,124	33,245	34,747
経常費用計	32,964	32,411	32,398	33,625	35,869	33,991	35,201
当期一般正味財産増減額	1,291	▲10	▲2,040	▲1,161	▲1,745	▲745	▲454

（図 11、12 いずれも（公財）さいたま緑のトラスト協会資料より作成）

また、本県と、同時期にトラスト運動を開始した神奈川県のトラスト運動推進団体を比較すると、以下のとおりとなっている（図表 13）。トラスト保全地面積が本県トラスト協会の 1.5 倍であることや、神奈川県では団体が緑の募金の業務も実施していることなどから一概に比較ができないところがあるものの、会員数では約 7 倍、職員数では 2.6 倍、正味財産残高に至っては 25 倍もの開きがあり、本県トラスト協会の体制強化が必要であると言える。

(図表 13)さいたま緑のトラスト協会とかながわトラストみどり財団の比較  
(令和 5 年度末時点)

	埼玉県	神奈川県
推進団体	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会	公益財団法人かながわトラストみどり財団
県からの業務委託	保全地の保全管理、基金の募金広報業務 委託料：26,889千円	業務委託という形を探っていない
補助金 (トラスト事業に限る)	1,815千円	48,000千円
会員数	1,379人	9,473人
職員数	5名（うち常勤1名）	13名 うちトラスト担当6名（うち常勤5名）
経常収入	33,245千円	174,909千円
経常支出	33,991千円	174,082千円
正味財産期末残高	20,632千円	532,081千円
保全地	74.9ha、14か所 うち1か所0.7ha寄贈、1か所4.8ha一部寄贈	116.5ha うち買入れ10か所31.82ha、寄贈18か所34.26ha、賃貸借契約による保全5か所27.39ha
その他	—	緑の募金業務もかながわトラストみどり財団が実施

(さいたま緑のトラスト協会ホームページ、かながわトラストみどり財団ホームページ及び同財団へのヒアリングにより作成)

### 3 「さいたま緑のトラスト基金」の概要と現状

さいたま緑のトラスト基金は、埼玉の優れた自然及び歴史的環境の保全に要する経費に充てるため、昭和 60 年 4 月 1 日に県の基金として設置された。資金使途については、「さいたま緑のトラスト基金事務取扱要綱」に定めがあり、次の 6 つとされている。

- (1) 土地、建物等の買収による取得経費及びその取得した財産と寄贈、遺贈を受けた財産保全のための管理に係る経費
- (2) 緑のトラスト運動に係る、普及啓蒙活動のための経費
- (3) 緑のトラスト運動に関する、調査研究に係る経費
- (4) 緑のトラスト運動に係る、ボランティアの指導及び育成のための経費
- (5) 地域トラストに対する指導、援助のための経費
- (6) 基金管理のための経費

図表 4 に示したとおり、基金残高は令和 7 年 3 月末時点で 479,140 千円となっており、主な収入は寄附金、基金の運用益である。「さいたま緑のトラスト基金条例」では、「毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする」とされており、平成 13 年度までは県の財源からも積立を実施していたが、平成 14 年度以降は中断したままとなっている。前述のとおり、県民や企業・団体等からの寄附金は、平成 9 年度までは毎年 6,000 万円以上が寄せられていたが、その後の景気停滞等を背景に、平成 13 年度以降は概ね 3,000 万円から 3,500 万円前後で推移している。

一方、支出については、平成 28 年度のトラスト保全第 14 号地取得を最後にトラスト保全地取得はないが、施設の老朽化やナラ枯れなどの影響でトラスト保全地の管理委託経費が高止まりしており、3,000 万円から 3,500 万円前後で推移している。また、毎年度の収支はほぼ均衡しているため、残高が積み上がらない状況が続いている。

トラスト運動をさらに維持・発展させていくためには、新たな財源の確保など基金積立てを増加させる取組が必要な状況となっている。

### III トраст運動・基金のあり方の主な論点

トраст運動とトраст基金の現状と課題について、当委員会で示された意見の一部は以下のとおりである。

- ・ OEMC、いわゆる自然共生サイトに代表される自然保護や生物多様性に係る民間の取組を定着させていくためには、行政の取組も重要。
- ・ 環境保全の財源が、民間からの寄附だけでよいのか。新たな資金確保の方法について議論すべきではないか。
- ・ 人を集め、お金を集める、いずれにおいても、まずは広く知ってもらうことが必要であり、広報戦略が重要。
- ・ 担い手が高齢化していく中で、若年層への広報にさらに注力すべき。
- ・ 例えば、キャンペーン向けに森林そのものを貸し出すような、新たな利用と管理を検討してみてはどうか。
- ・ 民間参画については、すでに参画している企業からどういったインセンティブがあると参画しやすいかをサウンディングしてはどうか。
- ・ カーボンニュートラルは認知度が高いが、ネイチャーポジティブはまだ認知度が低く、見える化ができていないという課題が民間企業にもある。

こうした意見を勘案し、論点を以下の3つに集約し、この「主な論点」を軸としてトраст運動とトраст基金のあり方を検討することとした。

検討の際には、現在のトраст運動を推進する上で前提となっている事項（例：現在は、トраст協会の定款では収益事業を行えないことになっていること）に縛られない形で、自由に意見交換を実施した。今後の実行段階を見据え、具体的方法などを交えながら記載する。

#### （主な論点）

論点1 様々な主体が自然環境を守っていくという観点から、今後行政はどのような役割を果たしていくべきか

論点2 どのように新たな担い手を確保するか

論点3 更なる民間参画・連携をどのような手法で進めていくか

## IV 論点に対する考え方

### 1 論点1「様々な主体が自然環境を守っていくという観点から、今後行政はどのような役割を果たしていくべきか」

#### (課題)

- 行政の役割が必ずしも明確でない。
- トラスト保全地取得の際の評価基準があいまいである。
- 明確な保全方針がない号地がある。
- ト拉斯運動の訴求力・求心力が弱い。
- 様々な主体が参画できるような施設整備がなされていない。
- 環境保全の財源を強化する必要がある。
- 地元市町村との連携が十分ではない。

上記のような課題を解決するため、次のような対応を進める必要がある。

#### (1) ト拉斯運動における行政の役割

ト拉斯運動の将来的に目指すところは、募金活動から土地の取得、ト拉斯保全地の維持管理、利用に至るまで県民・事業者など民間が主体となった取組として発展することである。しかしながら、行政への信頼度が高いという国民性や大きな組織力を持つNPO等、民間団体が育ちにくい社会状況があることも否めない。これまで県が主体となって育ててきた貴重なト拉斯運動を維持・発展させていくためには、民間主導の方向性を掲げつつも、当分の間は県や市町村など行政の積極的な関与が必要であり、特に県は引き続き先導的な役割を果たしていくべきである。

緑のト拉斯運動発足以来40年の間に、「緑のト拉斯基金」は約57億円の基金を積み立て、そのうち約41億円を用いて14か所、延べ約75haのト拉斯保全地を確保し、ト拉斯協会の会員である数多くのボランティアスタッフに支えられてそれらのト拉斯保全地の維持管理を行ってきた。これは、「県内の優れた自然や貴重な歴史的環境等を保全するため県民の積極的な参加」をとの呼びかけに多くの県民が応じた結果であり、それは県行政が基金の管理や土地購入にあたって中軸的な役割を果たしてきたからこそ示された信頼の所産であったということができる。この40年の間に県内外で民間団体によるナショナル・ト拉斯運動も展開されてきているが、県内全域に目を配り、市町村をはじめ県民各層と連携しつつ、ト拉斯協会を起点として、ネイチャーポジティブ推進の基盤

を創り出していくうえで、県行政の果たす役割は依然として重要である。同時に県も、トラスト基金によって取得された土地は、一般的な県有地とは異なり、県民各層によって恒久的保全を託された土地であることを深く認識する必要がある。

## (2) トラスト保全地取得の評価基準について

トラスト運動に参画していない一般県民にとって、トラスト運動は分かりづらい部分がある。トラスト保全地を取得する際の評価基準の曖昧さは、その一因となり得る。

新たなトラスト保全地を取得するにあたり、神奈川県には寄贈という形態が多くあり、今後、本県でも参考にできる。寄贈の話に迅速に対応するためにも、トラスト保全地取得の評価基準を策定し公表する必要がある。

「さいたま緑のトラスト運動」では、平成28年以降トラスト保全地を新規取得していないが、本県の優れた自然環境を保全し、ネイチャーポジティブを推進していくうえで、新規取得は不可欠である。新規取得が行われ、それが発信されることによって、県民各層は「緑のトラスト運動」の存在を知り、その価値を理解することになる。なお、新規取得を行うためには、トラスト協会はもとより、市町村の意見を聴き、財源の手当てを進めるとともに、こういった条件であれば土地を取得するのだという評価基準を定めるという手順の明確化が必要である。

取得するトラスト保全地の面積については柔軟に対応し、規模に関わらず、評価基準により取得すべきかどうか検討する必要がある。とりわけNPO等では対応が困難な広域に及ぶトラスト保全地の取得において、県はより一層主導的役割を果たすべきである。

## (3) 保全方針の策定について

県全体としてのトラスト保全地の保全管理に関する基本方針はあるものの、号地ごとの細部の保全方針は明文化されていない。トラスト保全地ごとに周辺環境や植生などは大きく異なることから、適切に保全管理していくためには、トラスト保全地全体の保全方針だけではなく、各トラスト保全地の特色を反映した保全方針をトラスト協会と協同して策定していく必要がある。

#### (4) 「さいたま緑のトラスト運動」の訴求力・求心力維持・強化について

トラスト運動が引き続き発展していくためには、トラスト運動自体の訴求力・求心力の維持・強化が不可欠である。

トラスト運動は、身近で貴重な自然環境を失いたくないという危機感を共有し、自然を守るために資金を出し合い共有財産として買い上げ保全していくというものである。トラスト運動の訴求力・求心力を維持向上させていくためには、県民ニーズを吸い上げ、土地の規模・形態に柔軟性を持たせた上で新たなトラスト保全地を取得し、保全していくという活動を維持する必要がある。

また、トラスト地が重要であるということを示すには、トラスト地の生態学的価値や県民の well-being への寄与など、その機能・メリットの可視化に努めることが大切である。

運営に当たっては、トラスト運動を支えている企業や個人・団体の様々な意見や要望に対し、より機動的に制度や環境の整備を図る必要がある。さらに必要に応じ、トラスト運動の枠組みや制度設計を柔軟に見直していくべきである。

例えば、現状ではトラスト協会の会員にならないとボランティア活動ができないのは、閉鎖的な面もあり見直しが必要である。また、保全が先に立ち、会員以外は「立ち入らない方がよい」という誤った認識になっている可能性もある。市報などを通して地域住民への理解を深め、一定のルールの下でのトラスト保全地の一層の活用を図ることが重要である。

これらを総合すると、トラスト協会の自立性・機動性を高めることで、文字通りトラスト運動のけん引者としての役割を強化するとともに、トラスト地の保全・活用を広く知らしめ、その価値をこれまで以上に多くの人々や事業体に周知してもらうことにより、その人々や事業体からの貢献が生み出される可能性を開いていくことが重要である。

#### (5) 施設整備について

人が集まって活動するために欠かせないトイレやあづま屋、駐車場の他、安全に活動を行うために必要な木道、トラスト保全地について説明する看板など、必要な施設がない、または十分でないことが、新たな担い手の参加を難しくしている。そのため、今後担い手を増やすためには、施設整備が必要であり、行政にその役割が求められる。

## (6) トраст運動のための財源強化について

県からの積立金の復活、公有地の管理としての彩の国みどりの基金の活用等、新たな財源確保の方法について議論し、可能なものから実践していくべきである。ESG 債や企業版ふるさと納税など様々な財源についても、引き続き検討していくことが必要である。

さらなる寄附金獲得のために広報活動を強化することも重要である。

## (7) さいたま縁のトраст協会の収益事業の実施検討について

トраст協会の自立性強化の一方策として収益事業の実施を検討する余地がある。トраст協会の定款を変更するなどして、収益事業の実施を可能にしてはどうか。また、神奈川県のようにふるさと納税の返礼品として薪やスウェーデントーチを提供し寄附を募るであるとか、イベント参加費を実費徴収から寄附金を含める形で引き上げるなどの手法も検討していくべきである。

## (8) 体制の強化

各トраст保全地は、地元市町村にとって身近な自然資源であり、その活用は住民サービスの向上にも資するものである。トраст保全地の取得に際しては、地元市町村が一定割合を負担しており、トраст運動を維持・発展させていくためには地元市町村の理解と協力が極めて重要である。このことから、トраст運動の展開において、今まで以上に市町村との連携強化を図る必要がある。

各号地においても、県、地元市町村、トраст協会の事務局とボランティアスタッフ等からなる連携組織を立ち上げ、トрастの保全と活用の具体策を協議しながら進めることが望ましい。

また、トраст保全地の管理はあくまでトраст運動関係者が軸になって進められるべきであり、民間事業者の参入にあたっては、これまでの活動を支えてきたトраст関係者の十分な理解を得ることを前提に、県民主体の理念を損なわない範囲とする必要がある。

## (9) その他

担い手確保や民間参画・連携などについての新たなアイデアの創出のためには、健康、生きがい、サーキュラーエコノミーなどの他の社会課題と結び付け、それらについての所管課等との横の連携を強化することが有効である。

また、トラスト運動におけるそれぞれの主体の役割、関係性、お金の流れを外部から分かりやすくし、明確化することが、トラスト運動やトラスト基金に対する信頼性を高めることに繋がる。

## 2 論点2「どのように新たな扱い手を確保するか」

### (課題)

- トラスト運動の認知度が低い。
- さいたま緑のト拉斯協会会員になるメリットが薄い。
- 広報力が弱い。全方位的な普及啓発が実を結んでいない。
- ボランティアのモチベーション維持向上を図る必要がある。

上記のような課題を解決するため、次のような対応を進める必要がある。

#### (1) ト拉斯運動の認知度向上について

新たな扱い手を確保するため、まず広く「さいたま緑のト拉斯運動」を「知つてもらう」ことが必要。LINE、Instagram、Xといったソーシャルメディアを活用し、また、現代風のアピール方法を検討していく必要がある。

一方で、万人向けと関心の高い層、あるいは若年層とシニア層などターゲットを分けた広報も重要である。

広報内容としては、自然がなくなるという危機感の共有と、自然に親しみ、身近に感じてもらうことをうまく対でやっていくことが望ましい。

また、ト拉斯運動は昨今、教科書にも載っている。広報誌とはまた違った形で小中学校向けのガイドブックを作るなど、教育と絡めた取組が有用である。教育を絡めると企業も入ってきやすいという利点もある。

#### (2) 会員メリットの充実について

内容の充実した機関紙の発行や、よこはま動物園ズーラシア、ポーラ美術館などの魅力的な会員優待施設を持つ神奈川県のト拉斯団体の例や、英国のナショナル・ト拉斯の例などを参考に、今後は会員特典を充実させた上で、会員になるメリットを分かりやすく打ち出していくことが大切である。

#### (3) 普及啓発活動の充実について

次の例のとおり、学校・大学や企業への働きかけを通して、普及啓発活動を充実させる必要がある。

- ・ ト拉斯保全地の近隣で環境教育に積極的に取り組んでいる学校に意識的に働きかける。

- ・ 大学等に働きかけ、自然保全体験ボランティアを単位として設定いただき、学生に経験してもらう機会を設ける。
- ・ 産官学協働事業の「インカレ SDGs プロジェクト」という小中高校生・大学生の個別最適・協働的な探究活動を支援するプログラムと連携して若者の参画を促進に努める。
- ・ 広くアプローチする方法としては、小中高校の総合学習の時間に活用できるプログラムを組み、コンテンツをウェブサイトに掲載するとともに、受け入れてもらえる可能性の高い学校を個別訪問するのもよい。
- ・ 小中高校の校長会へのアプローチも効果的であると考えられる。特に高校においては探求学習が本格化しており、各学校がフィールドを探しているので有効である。
- ・ 産業関連団体への働きかけを進める。また、各トラスト保全地において、企業の従業員向けのプログラムを用意し、その活用を働き掛けることも有効である。
- ・ 若年世代は、環境保全などソーシャルグッドなことへの関心もみられるため、トラスト運動への関わりをうまくコーディネートすることで、トラスト運動への貢献が期待できる。

#### (4) ボランティアのモチベーション維持向上について

次の点について検討を進めることが望まれる。

- ・ 企業定年が延長されている中でシニア層を呼び込むためには、交通費の持ち出しがあるなど、無償どころか手弁当では人は集まらない。さいたま緑のトラスト運動が始まった時代とは異なり、今の時代、若年層に無償ボランティアを呼び掛けても難しい。有償ボランティアを検討すべきある。
- ・ 担い手確保のためには、ボランティアのモチベーション維持が重要。保全管理を担うトラスト協会会員ボランティアスタッフに対し、従事年数や活動内容等に応じた顕彰制度を導入してはどうか。具体的には、感謝状の贈呈や、貢献度によってバッジの色を変えるなどが考えられる。
- ・ 一般的に言うボランティアと、トラスト協会の会員であり、トラスト地の保全に一定の知識と技能を有するボランティアスタッフは全く異なるものであるが、用語としても区別が付きにくい。このことはボランティアスタッフ不足へも影響している。ボランティアスタッフには、もっとふさわしい呼び名があるのではないか。例えば、レンジャーという呼び名は国立公園などの守り人として尊敬と憧れの対象になっており、ボランティアスタッフのモチベーション

の向上にも繋がる。こうした呼び方を検討することが望ましい。

## (5) その他

次の点についても検討を進めることが望まれる。

- ・ トラスト協会のボランティアスタッフによる枯損木等の伐採は、ボランティアの域を超えているように感じられる。今後は、「森林サポートーズクラブ」のようなセミプロ団体に相談してみることも有用である。
- ・ ボランティアを集める、というところから発想を転換し、トラスト保全地を活用しながら維持していくことができるアイデアコンテストのようなものを開催してみてはどうか。
- ・ キャンプをしながら間伐などの管理を行う森林自体のキャンパーへの貸出のような、新たな利用と管理という視点を検討してみるのもよい。
- ・ ハンノウ大学で実施している「森林ワーキングホリデー」のように保全活動に学びや観光などをプラスすることも必要ではないか。
- ・ トラスト保全地を管理する代わりにトラスト保全地近隣に住居を手当する、社会に疲れた人の気力回復の場とする、などの若者の新しいライフスタイルと合わせた保全のあり方を検討してみるのもよい。

### 3 論点3「更なる民間参画・連携をどのような手法で進めていくか」

#### (課題)

- 企業・団体と行政・トラスト協会のマッチング機能が十分でない。特に民間が連携しやすいストーリーラインを描く力・マッチング力が弱い。
- 連携手法も多様にはなっていない。
- 他の民間トラスト団体との連携がない。
- 資金支援での参画において、使途・目的が明確に示された支援方法がない。
- 寄附インセンティブがマンネリ化している。

上記のような課題を解決するため、次のような対応を進める必要がある。

#### (1) 企業等と連携強化とマッチングについて

企業や団体との連携を強化するため、次のような観点から、企業等とトラスト保全地とのマッチングを進める必要がある。

- ・ 埼玉県 SDGs プラットフォームのような場を設置する。なお、参加に当たっては、トラスト運動の位置づけや参加者のメリットを分かりやすく発信し、参加してもらえる仕組み・仕掛けの構築が大切である。
- ・ マッチングのためには、幅広い広報も大事だが、関心の深い層への直接的な働きかけが有効である。若年層で言えば大学の自然保護系サークル、企業で言えばサステナビリティ担当部局がこれに当たる。定期的に情報交換するのが望ましい。
- ・ カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、健康など、トラストと関連づけられそうな他の社会課題と結びつけることで層が厚くなる。
- ・ 企業にとっては、自社の活動にトラスト運動がどのように結びつき、どういった形で社会貢献できるかというストーリーラインが重要であり、例えば各トラスト保全地の紹介の中で、保全活動を実施することで CO<sub>2</sub> がどれだけ吸収される、気温がどれだけ低減する、生物多様性の観点からどれくらい重要な土地である、そういうデータを掲載できれば、企業として検討しやすい。
- ・ 民間と、行政・トラストが Win-Win の関係を構築しない限りにおいては、マッチングは難しい。金銭的な支援を例にすると、具体的に何に支援が必要なのかを明確にすることで、企業のコーポレートカラーやニーズとのマッチングが可能となるところがある。また、民間と行政・トラストの間に入る中間支援体制のようなものが必要である。熱意を持ったボランティアスタッフの方、あるいは外部プロフェッショナルに依頼することも検討してほしい。
- ・ 常にホームページ、SNS 等を通じて発信していくことが大切であり、様々なツールは作って終わりではなく動かしていくことが必要である。企業が自分た

ちの興味関心とリンクするかを確認でき、一般市民にも見える形となる。

- ・ まずは企業へのニーズ調査を自然系分野にこだわらず横断的に実施すると、具体的な連携の糸口がみつかるのではないか。
- ・ アプローチ先として、さいたま市 CS・SDGs パートナーズ加盟者という選択肢もある。

## (2) 多様な主体との多様な連携手法について

多様な主体との連携を進めるためには、多様な連携手法を用意する必要がある。

例えば、地域企業・団体、市町村等と県が協力し、共同で保全していくようなモデル事業を実施することが考えられる。

また、社員教育、あるいは社会教育の場として、トラスト協会側でプログラムを用意し、企業や学生に提供すれば、有料でもニーズがあると思われる。

## (3) 民間トラスト団体との連携

本県には、「さいたま緑のトラスト運動」の他にも、いくつかの民間団体によってナショナル・トラスト運動が展開されているが、それらの間の連携や協働の体制はできていない。県やさいたま緑のトラスト協会が主導的な役割を果たし、例えば「(仮称) 埼玉県トラスト団体連携協議会」のような団体を設置して、地域の優れた自然環境を保全するという共通の目的を有する団体同士の連携を模索し、本県においてトラスト手法によるネイチャーポジティブの実現を図ることも検討することが望ましい。

## (4) 資金使途や目的を明確にした寄附について

現在の寄附は、新たなトラスト保全地の取得と既トラスト保全地全体の維持管理を使途としている。

それと同時に、神奈川県のようにトラスト保全地を特定した寄附があってよい。また、このトラスト保全地の中に木道を作りたい、ゲストハウスを作りたいといった形で資金使途や目的を明確にし、クラウドファンディングのような形で資金を集めることも有効と考えられる。寄附の対象によっては、ネーミングライツや芳名板の設置などを検討することで、より効果的なものとなる。

## (5) 新たな寄附インセンティブについて

現在は感謝状贈呈と副賞（珍しい緑色のコバトンぬいぐるみ等）が寄附のインセンティブになっているが、毎年寄附をする方々にとってはマンネリ化している。

例えば、寄附をすることで「あの森」あるいは「あの景観」が守られるであるとか、生物多様性保全やCO<sub>2</sub>吸収に役立つことを明確に訴えることでも、寄附者にとってインセンティブを提供できる。

## ▽ 指定出資法人あり方検討委員会からの提言への対応

### 1 指定出資法人あり方検討委員会からの提言

令和7年3月に「指定出資法人あり方検討委員会」から示された、トラスト協会に関する指摘は次のとおりである。

#### 【事業のあり方】

##### 緑のトラスト保全地 保全管理・運営事業

埼玉県においては、今後さらにトラスト運動を推進していくためにも、トラスト協会を介さずともボランティアスタッフとの連携が引き続き可能となる場合には、当該法人に本事業を委託することの必要性を明示することは難しいと言える。埼玉県による直接実施を含め、本事業を実施する最適な事業主体について検討すべきである。

##### さいたま緑のトラスト基金 募金・広報活動事業

トラスト協会と埼玉県との役割分担が明確になっているとは言えない点が見受けられ、他の基金と同様に埼玉県による直接実施とするなど、本事業を実施する最適な事業主体について検討すべきである。

#### 【組織のあり方】

##### 法人の廃止を検討すべき

当該法人は常勤役職員が1名であることからも埼玉県の支援なしに自らが新たな事業を実施するには限界があると言える。当該法人が実施する事業を埼玉県による直接実施又は他の法人に移管させるなど、現在とは異なる事業の実施体制を構築し、当該法人の廃止について検討すべきである。トラスト運動を推進する当該法人が廃止となった場合には、県民に対してトラスト運動が後退するといった誤解を与えかねないことから、民間主導の法人として引き続き存続させるべきではないか、といった意見もあった。

## 2 提言に対する対応の方向性(最適な事業主体のあり方)

指定出資法人あり方検討委員会からは「法人の廃止を検討すべき」との提言を受けたが、「埼玉県指定出資法人のあり方に関する報告書」において法人廃止の根拠として掲げている理由は、「常勤役職員が1名」で「埼玉県の支援なしに法人自らが新たな事業を実施するには限界がある」ことであり、当該法人を介さずともボランティアスタッフとの連携が引き続き可能となる場合には、当該法人に本事業を委託することの必要性を明示することは難しいと言えるとしている。

また、同報告書においては「今後さらにトラスト運動を推進していく」重要性も指摘しており、「令和5年度は延べ約5,600人のボランティアスタッフが、各トラスト保全地において月2回実施する保全管理・巡回美化活動に参加している。」と県民主体の活動としてボランティアスタッフの活動を評価している。そもそもボランティアスタッフはトラスト協会の会員であり、トラスト協会を廃止すればボランティアスタッフも解散となる。指定出資法人あり方検討委員会の提言にある「県民等が主体となって行うトラスト運動の趣旨からすれば、引き続き当該法人による事業の実施が必要ではないか」という付帯意見は、このことを指摘していると考えられる。

指定出資法人あり方検討委員会の提言は、法人廃止が目的ではなく、事務局の課題を解決することにより、県民等が主体となって行うトラスト運動のさらなる強化・発展を目指すことが趣旨であると理解できる。

### 【トラスト運動・基金のあり方検討委員からの主な意見】

- ・ 指定出資法人あり方検討委員会での提言の理由はスリム化とコストの削減だと思うので、そういう意味では、例えば県の直営など費用が増える形に移行することは好ましくない。
- ・ トラスト協会への常勤職員として県職員から1人派遣となっているが、県職員OBではない人を入れると新しいアイデアなどがでてうまくいくのではないか。
- ・ 現状のトラスト協会の事務局体制が好ましくないという意見はみな一致している。我々としてはトラスト協会を廃止する、しないというより、現状の何が悪くてどう変えていくべきかということを検討すべき。
- ・ 県で例えばナショナル・トラストのキャンペーンのような形で、企業も巻き込むチャンスをつくって、県民の財産であるトラスト保全地を守っていくのも一つでは。

- ・ 14 か所のトラスト保全地各々でしっかりとした NPO 等が立ち上がるのが理想であるが、そうならない場合には、特定の保全地に属さない 0 号地のような 14 のトラスト保全地をつなぐ役割を果たすものが必要であると思われる。
- ・ 県がやってきたトラスト事業だからこそできた、という強みを活かしながら再構築をしていくことが大事と考える。
- ・ 廉価な出捐金でよいのであれば、NPO 等でも出捐することは可能で、そういう方が役員に入ることも可能なのではないか。
- ・ 出捐団体から職員派遣をいただくことも可能なのではないか。
- ・ トラスト協会（ないしその後継団体）は一定の基本財産を有し、多元的な収入源を確保することによって自走できる組織とするべき。
- ・ トラスト協会単独での土地の取得の可能性を維持し、取得の決定プロセスはトラスト協会（ないしその後継団体）が深く関与できるものとするべき（取得と管理をできるだけ近づける）。

上記の意見等を踏まえ、最適な事業主体のあり方について、以下のとおり整理する。

トラスト協会の組織のあり方は当初当委員会の検討事項として認識しておらず、県が出資する法人のあり方という観点においては、これまで必ずしも十分な議論を積み重ねてきたわけではない。しかし、当委員会でも早い段階から、活動の担い手不足や組織の自立性等の課題について検討を行ってきた。その後の指定出資法人あり方検討委員会の提言を受け、組織のあり方を抜本的に見直す検討は欠かせないと再認識している。具体的な再構築プランの作成には時間を要すると考えられるが、当面以下のことを軸に検討していくことが不可欠であると考える。

- ・ 文字通り「緑のトラスト運動」においてけん引的役割を果たすことができるようするために、その自立性・安定性・機動性を強化すること。
- ・ 自立性を高めるためには、人事・財政・事業の企画運営・（事務所の所在地）等の独立性を高めていく取組の検討が重要である。
- ・ 安定性を高めるためには、トラスト基金の大幅な移譲、基本財産の積み増しとそのための多くの主体との協働、収益事業の創出も視野に入れた検討が重要である。
- ・ 機動性を高めるためには事務局体制の強化、ボランティアスタッフ、市町村、関

連諸団体との連絡・連携の強化等の工夫が重要である。

以上を踏まえ、検討事項を以下の項目のとおり整理する。

#### 【トラスト事業主体の性格】

県民や事業者の寄付金を主体とするトラスト基金により取得した土地は、県有地として登記されるが、それは県の財産ではなく、県民共有の財産である。その共有財産を維持管理する主体は、広く県民等が信託するにふさわしい公益性のある団体である必要があり、その運営に当たっては、参画性、包括性、透明性が担保される必要がある。

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会は、そのような要件を満たすための団体として設立されたものであり、それは現在の定款の第4条「事業」の最初に「緑のトラスト運動に係る土地、建物等の取得及び保全」と定められていることからも明らかである。

実際に、県及び緑地等関係団体、地元主要銀行が出捐し、自然保護関係団体や有識者等による理事会が構成されるなど、上記の条件を満たす団体となっている。

#### 【組織体制】

県が派遣する常勤職員1名では対応に限界があるという課題の解消策として、事務局体制の強化を図るほか、民間人材を活用していくことが挙げられる。

トラスト運動を今後も継続していくためには、豊富な経験や知見を持つ、現行のトラスト協会ボランティアスタッフの協力が必要不可欠である。トラスト協会の有する貴重な人材の力を継承しながら、企業等の新たな担い手の参画を促していくことが求められる。

さらに、ネイチャーポジティブのような新たな要請に応えていくには、民間企業やNPO等、市町村など様々な主体が参画・連携しやすい組織体制を検討していく必要がある。

#### 【県との連携】

企業等の参画を促し民間主導の活動を進めるには、ネイチャーポジティブの実現を推し進める県が企業等に積極的に働きかけることが有効であることから、県の連携・支援が不可欠である。トラスト協会と県との役割分担を明確にしつつ、具体的

な連携・支援体制を構築していく必要がある。

#### 【トラスト保全地の管理体制】

トラスト保全地は現在 14 か所が県内に点在している。その維持管理については、それぞれの特性を活かした維持管理が必要であると同時に、さいたま緑のトラスト保全地として生物多様性の保全に配慮した管理レベルや手法の統一性を確保することがネイチャーポジティブを実現する上でも重要である。

また、生物多様性の保全や安全管理を図るために、全体を統合的に管理していく視点が不可欠である。例えば、ナラ枯れは発生箇所がばらつき、突発的に発生する。このため、ナラ枯れ被害木については、大木の伐採は専門業者に委託する一方、倒木処理や中小木の伐採は、一つのトラスト保全地では対応できないため、チェンソーの有資格者がいる複数のトラスト保全地からボランティアスタッフを集めて知見や経験を共有しながら行う必要がある。仮に各トラスト保全地の管理主体が異なると、こうした対応が困難となるばかりでなく、運用資金も分散し、専門業者への発注も非効率となり円滑にできないことになる。

このため、全トラスト保全地を一体的に管理しうる体制の確保が不可欠である。

## VI まとめ(トラスト運動・基金のあり方検討委員会の提言)

今までの検討過程を踏まえ、トラスト運動・基金のあり方検討委員会として、以下のとおり提言する。

### 1 論点 1～3 に係る提言

「IV 論点に対する考え方」の論点 1～3 に対する意見を踏まえ、ネイチャーポジティブの目標年である令和 12(2030)年を目指し、実施時期・成果指標などのロードマップを策定し、実行に移していくことが必要である。特に、以下の事項については、当面の優先的取組として早急に着手することが望ましい。

- ① トラスト運動活性化の方針、トラスト保全地取得の評価基準及びトラスト保全地の保全方針の策定
- ② 広報の強化とそのための県・トラスト協会等の体制の強化
- ③ トラスト保全地の維持管理・利活用推進のための駐車場、トイレなどの施設整備、必要な財源確保
- ④ 民間企業等のニーズ把握とそれを踏まえた連携方策の強化

### 2 指定出資法人あり方検討委員会からの提言への対応

- ・ トラスト協会の事務局については、民間人材の活用を行うなどの体制強化等を実施しつつ、担い手確保のため企業やNPO等、多様な主体が参画する仕組みを検討し、トラスト運動を推進していく。

## おわりに

本県の急激な都市化や日本国内の自然保護運動や快適な環境を求める住民運動の広がり等を背景にさいたま緑のトラスト運動が始まって40年あまりが経つ。防災・医療・福祉などの他の社会課題がよりクローズアップされてきたことや、景気の後退といった社会環境が大きく変化し、トラスト保全地の管理に携わる方々も高齢化し、その数も減少してきた。また、ナラ枯れ被害の拡大や施設の老朽化などを背景にトラスト保全地の管理コストは増加し、基金積立てが伸び悩むなか、平成28年度のトラスト保全第14号地取得以降、新たなトラスト保全地の取得は行われていない。

こうした中で、自然資本への負荷を減らし、自然環境を維持・回復させる必要があるという考え方方が世界規模で広まり、令和12(2030)年までにネイチャーポジティブを達成するという世界目標が掲げられ、その実現のためには、地方自治体を始め、企業、NPO等、個人といった多様な主体が連携することが重要であるとされている。

当委員会では、「さいたま緑のトラスト運動」は、このネイチャーポジティブの概念が広まる遙か以前から、その実現に寄与している優れた取組であることを再認識とともに、現在、様々な課題に直面しているトラスト運動をどのように進めていけばよいのか、また、事業主体及び組織のあり方について、委員の自由闊達な意見交換を通して検討してきた。

今後、当委員会における意見を踏まえて様々な取組を実践し、全国に誇るべき本県のトラスト運動を維持・発展させていくことが望まれる。さらに事業主体や組織のあり方についても刷新していくことが望まれる。これらにより、トラスト運動ばかりでなく、本県の環境を守り育てることに、県民、企業、団体のより強い支持と参画が得られることとなり、真に愛着と誇りの持てる郷土「さいたま」が実現されることを期待するところである。

# トラスト運動・基金のあり方検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 ふるさと埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境を後世に残すため、県民や企業からの寄附金などを主な資金として土地を取得し、保全を図っている「さいたま緑のトラスト運動」及びこの経費の財源となる「さいたま緑のトラスト基金」の今後のあり方を検討することを目的として、トラスト運動・基金のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) さいたま緑のトラスト運動・基金の今後の方向性に関する事項
- (2) さいたま緑のトラスト運動への民間参画の新たな方策に関する事項

## (委員)

第3条 委員会の委員は8人以内とし、学識経験者、民間団体の代表及び行政機関等で構成する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

## (事務局)

第6条 委員会の庶務は、環境部みどり自然課及び公益財団法人さいたま緑のトラスト協会事務局で処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

学識経験者	安藤 聰彦	埼玉大学教育学部教授 公益財団法人トトロのふるさと基金 理事長
	新保 奈穂美	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 准教授
経済団体・ 企業関係者	新屋 和代	埼玉りそな銀行 取締役
	安本 高望	KDDI 株式会社 北関東総支社 管理部長
NPO 法人・ 環境団体	小野 まり	NPO 法人埼玉ハンノウ大学 学長
	星野 弘志	NPO 法人環境ネットワーク埼玉 代表理事
行政関係者	児玉 治彦	所沢市 みどり自然課
	園田 律子	上尾市 みどり公園課

(敬称略、区分毎五十音順)

所属・役職は施行日時点のもの

## トラスト運動・基金のあり方検討委員会開催状況

	開催日	議題
第1回	令和6年4月30日	1. 委員長及び副委員長の選任について 2. トラスト運動・基金の概要説明 3. 委員会における検討事項・論点について
第2回	令和6年6月13日	1. トラスト保全第1号地視察 2. 県・トラスト協会で実施している広報・啓発について 3. どのように新たな担い手を確保するかについて
第3回	令和6年8月1日	1. 様々な主体が自然環境を守っていくという観点から、今後行政はどのような役割を果たしていくべきか 2. トラスト運動への更なる民間参画・連携をどのような手法で進めていくか
第4回	令和6年12月19日	1. トラスト運動・基金のあり方に関する検討報告書骨子(案)について
第5回	令和7年2月14日	1. トラスト運動・基金のあり方に関する検討報告書(案)について
第6回	令和7年3月27日	1. トラスト運動・基金のあり方に関する検討報告書(案)について
第7回	令和7年4月28日	1. 保全地保全管理業務、募金広報業務の企画提案競技について(報告) 2. 事業推進・事業主体としての協会のあり方について
第8回	令和7年8月4日	1. 最適な事業主体のあり方について 2. トラスト運動・基金のあり方に関する最終検討報告書の項目(案)について
第9回	令和7年10月17日 (書面開催)	1. トラスト運動・基金のあり方に関する検討報告書(案)について